

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日（水）午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備 考	議席番号	氏 名	備 考
1 番	石 井 康 三	(会長代理)	7 番	樹 森 信 雄	(会長)
2 番	川 野 辺 辰 美		8 番	澁 澤 吉 明	
3 番	野 口 啓 子		9 番	奥 澤 文 夫	
5 番	増 田 一 幸		10 番	渋 沢 真 弘	
6 番	漆 原 利 征		11 番	増 田 利 夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久 保 弘 之
係 長 清 水 信 吾
主 任 石 川 諒 太 （書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、2月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	11番 増田利夫委員、1番 石井康三委員のご兩人にお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は渋谷真弘委員より出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
	します。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	受付番99号ですが、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから
	譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から10分程の
	場所に位置しており、通作距離については問題ないと思われます。
	申請事由は自家消費野菜作付であり、問題ないと思われます。
	受付番号100号から102号は同一の譲受人であることから一括で
	説明いたします。譲渡人は、各号とも今後の耕作が難しいことから
	譲受人へ売買を行うものです。100号の申請地は譲受人の自宅から
	5分程の場所にしており、101号と102号の申請地は譲受人の
	自宅隣接しています。申請事由は各号とも農業経営拡張であり、問題
	ないと思われます。
	受付番号103号から104号は同一の譲受人であることから一括で
	説明いたします。譲渡人は、各号とも今後の耕作が難しいことから
	譲受人へ売買を行うものです。譲受人は宮代町に居住していますが、
	市内の実家に転居する予定で、申請地はこの実家から、いずれも徒歩
	数分の場所に位置しています。なお宮代町農業委員会へ照会したところ
	譲受人は宮代町では農業は経営していないことを確認しており、市内
	で経営しております。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないと
	思われます。
	受付番号105号ですが、譲渡人は、遠方に居住していることから
	耕作が難しいため譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の
	自宅から数分の場所に位置しています。申請事由は自家消費野菜作付
	であり、問題ないと思われます。
	受付番号106号ですが、譲渡人は、今後の耕作が難しいことから
	譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から十数分の
	場所に位置しています。申請事由は自家消費野菜作付であり、問題
	ないと思われます。
	受付番号107号ですが、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいこと
	から、同居する孫である譲受人へ贈与を行うものです。申請地は譲渡人
	及び譲受人の自宅に隣接しています。申請事由は自家消費野菜作付で
	あり、問題ないと思われます。

	受付番号１０８号ですが、譲渡人は、農業を引退することから譲受人へ売買を行うものです。譲受人は加須市に居住しておりますが、自宅から申請地までは１５分程の場所に位置しており、通作距離については問題ないと思われます。また、加須市農業委員会へ照会したところ、譲受人は加須市でも農業を営営していますが、適正に耕作を行っていることを確認しております。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないと思われます。 そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第３条第２項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
３番	受付番号９９号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 １．農地取得後は、耕作いたします。 ２．農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 １）耕作放棄による農地の荒廃 ２）耕作目的以外の用途での使用 ３．農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
２番	受付番号１００号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 １．農地取得後は、耕作いたします。 ２．農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 １）耕作放棄による農地の荒廃 ２）耕作目的以外の用途での使用 ３．農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 続きまして、受付番号１０１号、１０２号について申請地が繋がっておりますのでまとめて、調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 １．農地取得後は、耕作いたします。 ２．農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 １）耕作放棄による農地の荒廃 ２）耕作目的以外の用途での使用 ３．農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

1 番	受付番号 1 0 3 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 続きまして、受付番号 1 0 4 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
8 番	受付番号 1 0 5 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 続きまして、受付番号 1 0 6 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
5 番	受付番号 1 0 7 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読

	いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 １．農地取得後は、耕作いたします。 ２．農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 １）耕作放棄による農地の荒廃 ２）耕作目的以外の用途での使用 ３．農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
１１番	受付番号１０８号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 １．農地取得後は、耕作いたします。 ２．農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 １）耕作放棄による農地の荒廃 ２）耕作目的以外の用途での使用 ３．農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 （発言なし） 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。 （起立全員） 起立全員でありますので、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
（議案第２号）	引き続き、議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。 議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。 受付番号１０９号は、駐車場を設けるものです。 譲受人は現在、市内で自動車修理・販売・レンタカー業を行っております。今般、レンタカー事業を拡大する計画があり、既存の敷地では手狭になるため、本申請を行うものです。 農地の区分につきましては、生産力の高い概ね１０ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第１種農地」と判断しました。 第１種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張であるため、農地法施行規則第３５条第５号に規定する

	「既存の施設の拡張」の例外に該当するものであり、許可相当になるものと思われます。
	受付番号111号は、駐車場を設けるものです。
	譲受人は昨年10月と12月、本申請地に隣接する農地に駐車場の申請を行いました。この時の農地では手狭であるため、第3期としてさらに敷地拡張を行うものです。
	農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張であるため、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」の例外に該当するものであり、許可相当になるものと思われます。
	受付番号112号は、建築条件付売買予定地を設けるです。
	譲受人は現在、市外で不動産業を行っている法人です。今般、学校が近くにあり、幹線道路から中に入った静かな土地を選定していたところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、東武伊勢崎線南羽生駅から1km以内に位置する「第2種農地」と判断しました。
	受付番号113号は、太陽光発電施設を設けるものです。
	譲受人は主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量が確保でき、既存電柱の利用による負担金の節約、整地費用が安価である等の条件を満たしているため、本申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	受付番号114号は、駐車場を設けるものです。
	本案件は、令和7年11月の定例会にて、不許可相当として意見決定した案件と同一の土地です。11月当時の内容は、県外在住の譲受人が使用する駐車場としての申請であるために不許可相当と結審しました。
	その後に申請の取下げがあり、本申請へととなりました。本申請では、譲受人が隣接する既存の駐車場と一体利用するために申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6 番	受付番号109号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	1990年より、現地で板金塗装業を開始し、自動車の修理、車検、中古車販売、損害保険代理店、自動車部品の販売等の事業を行い、加えて令和5年よりレンタカー事業を行っています。従来より顧客からの預かり車両、販売車両、事故自動車等を保管し、この中で

	必要に応じてスペースを見つけレンタカーを置いていますが、追加で車両を置くスペースはほとんどありません。今後レンタカー事業を拡大する計画もあり、今般申請地を計画図のとおり、レンタカー置場として利用したく申請するものです。 続きまして、受付番号１１４号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 申請地を現状のまま、工場の社員駐車場の出入口として使用するため申請するものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
５番	受付番号１１１号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 これまで農地転用し、拡張してきましたが、中古車販売台数をもう少し増やしたいと考えており、追加で敷地拡張を申請するものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
１１番	受付番号１１２号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。 １. 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、当該土地について一定の期間内に建築請負契約を締結します。 ２. 農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と、土地購入者とが①の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることを当事者間の誓約書において規定します。 ３. 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建築します。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
９番	受付番号１１３号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。 １. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。

	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	ここで休憩をはさみ、その後、議案第 3 号の審議に入ります。
	(休憩)
(議案第 3 号)	続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) についてを議題といたします。当該計画 (案) については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項に基づき、羽生市長から意見を求められております。ただし、別刷りで左上に記載のあります、A から F の案件につき農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議採決に際しましては、 、 、 、 、以上の 6 名の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告を願います。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案書別紙、左上に議案第 3 号と書かれている資料をご覧ください。資料の「農地利用集積等促進計画」は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地の所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出す計画です。この計画を作成する場合、農業委員会の意見を聴くことと法律に定められていることから、今回ご審議をお願いするものです。計画には、左から土地所有者の氏名、住所、貸し出す農地の所在、農地が該当する地域計画の区域名、現在の耕作者、今回農地を借り受ける耕作者、貸借期間や賃料など、設定する権利の情報が記載されています。現在の耕作者の欄については、新規または契約の更新の場合は空欄になっています。今回は令和 8 年 4 月 1 日から貸借を開始するものになります。本議案では、合計 692 筆、面積は 666, 276 m ² となっています。また、今回の議案では弥勒北地区の基盤整備事業に向けた申請が含まれており、賃料 0 円、契約終期は R25 年 3 月 31 日までにすべて統一して申請されています。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。

議 長	以上で、事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当する案件があります。まずは議事参与の制限等に該当しない案件である、別刷りのAからFを除いた案件を先に審議を行います。なお、AからFを除いた案件については以後「議事参与の制限等に該当しない案件」と呼称して議事を進めていきますので、ご了承をお願いします。それでは、議事参与の制限等に該当しない案件について、ご質疑・ご発言を願います。
6 番	地権者と耕作者が同一の案件はどういったものなのでしょうか。
事務局	契約の形態だけで言うのであれば、自分の土地を農林公社に貸し出して、また自分で借り受けるという形にはなるのですが、今回、基盤整備事業というものが関わっておりますので、担当から説明いたします。
基盤整備担当	これから基盤整備をやるにあたって、機構関連事業ということで、中間に入ることが事業のメニューになっておりまして、自分から自分というように、出し手と受け手が同じ人であっても、必ず中間管理を通す必要があります。今後、事業を進めるにあたって担い手が決まった場合には、受け手を変える形になります。現在は準備的な形でどうしても出し手と受け手で同じ人になってることもございます。
議 長	(質疑終了)
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、議事参与の制限等に該当しない各案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、議事参与の制限等に該当しない各案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。 続いて、別刷りのAの案件について審議を行います。こちらは、私「樹森信雄」が議事参与の制限等に該当する案件になります。 つきましては、Aの案件につきましては、会長代理の「石井康三委員」に議事進行をお願いし、私は一時退席をいたします。 (樹森会長 退席)
議長代理	樹森会長に代わりまして議事進行を行います、石井です。よろしくお願いたします。 それでは、早速審議に入ります。Aの案件に対し、ご質疑・ご発言を願います。 (発言なし) 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、Aの案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、Aの案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。

続いて、Bの案件について審議を行います。こちらも議事参与の制限等に該当する案件になりますので、樹森会長の入室をお願いし、「
」の退席をお願いします。なお、ここからの議事進行は樹森会長をお願いし、私の議事進行の任はこれで解かせていただきます。
(樹森会長 入室、 退席)
それでは、Bの案件について、ご質疑・ご発言をお願いします。
(発言なし)
特に発言もないようですので採決に移ります。
ただいま議題となっている議案第3号 農用地利用集積等促進計画
(案)のうち、Bの案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
(挙手全員)
挙手全員でありますので、議案第3号 農用地利用集積等促進計画
(案)のうち、Bの案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。
続いて、Cの案件について審議を行います。こちらも議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「
」の入室をお願いし、「
」の退席をお願いします。
(入室、 退席)
それでは、Cの案件について、ご質疑・ご発言をお願いします。
(発言なし)
特に発言もないようですので採決に移ります。
ただいま議題となっている議案第3号 農用地利用集積等促進計画
(案)のうち、Cの案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
(挙手全員)
挙手全員でありますので、議案第3号 農用地利用集積等促進計画
(案)のうち、Cの案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。
続いて、Dの案件について審議を行います。こちらも議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「
」の入室をお願いし、「
」の退席をお願いします。
(入室、 退席)
それでは、Dの案件について、ご質疑・ご発言をお願いします。
(発言なし)
特に発言もないようですので採決に移ります。
ただいま議題となっている議案第3号 農用地利用集積等促進計画
(案)のうち、Dの案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
(挙手全員)
挙手全員でありますので、議案第3号 農用地利用集積等促進計画
(案)のうち、Dの案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。
続いて、Eの案件について審議を行います。こちらも議事参与

	の制限等に該当する案件になりますので、「
	の入室をお願いし、「
	の退席をお願いします。
	(入室、退席)
	それでは、Eの案件について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、Eの案件については、原案のとおり承認することに
	賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、Eの案件については、原案のとおり承認することに
	決定いたします。
	続いて、Fの案件について審議を行います。こちらも議事参与
	の制限等に該当する案件になりますので、「
	の入室をお願いし、「
	の退席をお願いします。
	(入室、退席)
	それでは、Fの案件について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、Fの案件については、原案のとおり承認することに
	賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、Fの案件については、原案のとおり承認することに
	決定いたします。
	それでは、「
	の入室をお願いします。
	(入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認に
	ついてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の自己用の転用
	を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷1件でございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認に
	ついてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が
	伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷2件でございました。
	報告事項3 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
	でございますが、こちらは、農地法第5条の許可申請を行ったものの、
	諸事情から取下げを行ったものになります。2件でございました。
	報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてで
	ございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る
	農地の貸し借りの合意解約となります。2件でございました。

	報告事項 5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが これは県許可のありました1月分でございます。4条が3件、 5条が11件ございました。 報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。 お手元の資料で、封筒に入った書類をご覧ください。こちらは地域計画 協議の場について、お知らせです。昨年度各公民館で行いました地域 計画協議の場ですが、今年度も最新の情報に更新するため、農政課 より案内がございました。もしもお手すきのようでしたら、出席の 検討をお願いいたします。詳細につきましては、お手数ですが定例会 終了後に、農政課までお問い合わせをお願いいたします。 続きまして、農地相談会についてです。 今月の相談会の担当委員は、塩原推進委員、平井推進委員となります。 日程は3月23日木曜日の午後1時30分となっております。 当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。 続きまして、定例農業委員会の日程についてです。 来月3月の定例農業委員会の日程でございますが、3月25日水曜日 午後1時30分を予定させていただきます。会場は通常とは異なり、 301会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしく願い いたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。 令和 8 年 2 月 2 5 日 会 長 署名委員 署名委員	